

学校経営

校訓

努力 協力 叡智

1. 教育目標

「未来をきりひらくたくましい人間の育成」

(探) 真理を探究する人間

(心) 心身ともに健康な人間

(互) 協力してよりよい社会を創る人間

2. めざす生徒像とつきたい力

◎主体的に学習に取り組む生徒 → 思考力・表現力の向上

(探) - 「探究する力」を育成し、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付ける。

◎心豊かで自尊感情を育む生徒 → 自己肯定感と自己有用感の向上

(心) - 豊かな心を育み、体力の向上と共に生涯にわたって健康な生活を送るための基盤を培う。

◎認め合い、助け合い、励まし合える生徒 → コミュニケーションスキルの向上

(互) - 他者と協力して、課題に取り組み、新しい文化を創造していくための力を培う。

3. 学校経営方針

学校経営にあたっての基本方針。(3つの柱)

- ・笑顔あふれる学校 (子どもの人権を尊重した教育の推進)
- ・学ぶ喜びのある学校 (確かな学びと自立の心をはぐくむ教育の充実)
- ・信頼される学校 (教職員の倫理観・規範意識の向上)

憲法、教育基本法をはじめ、教育関係諸法令に基づき、国、府の動向も踏まえ、枚方市の教育大綱に示す教育理念に基づいた教育課程を編成する。

先行きが不透明で将来の予測が困難な社会を生き抜くため、生徒、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働し、新たな価値を生み出し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、生徒の資質・能力を育成する。

このため、生涯にわたり能動的に学び、主体的に考え、納得解を生み出す力をつけるため、すべての生徒が参加できる「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させていくための授業改善をさらに進める。

また、安全安心な学校生活を提供し、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、グループでコミュニケーション能力を高めるSGE等の取り組みを進める。個性や多様な価値観、文化を認め合い、多様化する人権課題に対応するため、人権教育と啓発に取り組み、課題を抱える子どもへの支援体制を充実させる。

加えて、障害のある生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について教職員

で共通理解を図り、支援教育に対する専門性を高め、支援学級及び通級指導教室の充実を図る。

いじめは重大な人権侵害であるとの認識をもとに、未然防止と早期発見・早期解決に向けた取組を組織的に継続して行い、「いじめを絶対に許さない」環境づくりに努める。不登校については、早期発見・早期対応のために、スクール・カウンセラー、スクールソーシャル・ワーカー等の専門家も含めたチームとしての教育相談体制を整え、個に応じた支援を進める。

教職員の指導力向上と創意工夫に満ちた学校づくりを目指し、OJTチームが中心となった初任期教職員の育成、生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育むとともに、豊かな心と健やかな身体を育むための教育環境の充実を図る。

これらを実現するため学校経営にあたっての基本方針踏まえ、長尾西中グランドデザインに則した学校経営を行っていく。

4. 令和7年度の重点目標

◆枚方市教育委員会「令和7年度学校園の管理運営に関する指針」を踏まえた教育活動の展開として

1. 授業改善及び家庭学習の定着の推進し、「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を実現するため、研究授業・公開授業の実施と外部有識者の活用により教員が指導力を向上する。
2. すべての生徒の自立を目指し、お互いの理解を深め、尊重し合い、違いを認め合う態度を育み、主体的に判断し行動できる集団づくりを学校全体で進める。教職員が問題意識を共有し、客観的状況把握に基づく指導を進める。
3. 「いじめ」や「差別事象」、「人権課題」に対する無理解や偏見等がない、一人ひとりが尊重される教育を推進するため、教職員の意識をさらに高め、生徒指導主事を中心とし、集団づくりと生徒指導のルールの確立・徹底し、「未然防止」「早期発見」「早期解決」の組織的取組を行う。
4. すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの充実をめざし、支援の充実を図り、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。
5. 教職員が人権に関する知的理解を深め、関係法令等を踏まえた、正しく豊かな人権感覚の醸成、人権教育の指導力の向上に向けた研究を組織的・計画的に進める。
6. 小・中学校の円滑な接続を図り、義務教育9年間を見通した学力向上の取組とともに「幼保こ小中」を通じ円滑に成長を支援していける取り組みを実施する。
7. 教職員が服務規律の確立を図り、不祥事予防について自ら考えることのできる研修等を実施し、不祥事の未然防止に努め、生徒、保護者、市民の信託に応えられるよう取り組む。